

氏 名	澤 邊 紀 生
学位(専攻分野)	博 士 (経済学)
学位記番号	経 博 第 62 号
学位授与の日付	平成 10 年 5 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	経済学研究科経済政策学専攻
学位論文題目	国際金融規制と会計制度

(主査)

論文調査委員 教授 中居文治 教授 本山美彦 教授 古川 顯

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、会計制度の理解を土台として、公的規制の生成過程を叙述的に分析しようとしたものである。多くの伝統的な会計研究が暗黙のうちに会計写像説に依拠していたのに対し、会計築像説に少なからぬ影響を受けている本論文は、会計が金融制度の変化に及ぼした影響を多面的に検証しようとする研究である。主たる研究対象として選ばれているBIS規制（バーゼル合意に基づく国際的に統一された自己資本比率規制）は、会計数値をベースにした国際的な金融規制であり、このことから必然的に本論文も学際的色彩が強い内容となっている。

第1章では、「制度化パースペクティブ」と名付けられた分析視角の概要が整理されている。この分析視角は、マクロ構造論であるメイヤー、ディマジオ&パウエル等の新制度学派組織論を、マーチ&オルセン等の新制度学派政治学で展開されているミクロ行為論と結びつけたものである。制度化パースペクティブの特徴は、ウィリアムソン等の新制度学派経済学との比較検討を通じて明らかにされているが、後者が制度を行為主体の制約条件として捉えるのに対し、制度化パースペクティブでは行為目的と目的達成手段の組み合わせ（メニュー）として制度が理解されている。制度が確立している領域では、状況に応じた適切な行為（ルーティン）が、その行為の意味（目的）とともに制度によって規定されていると、行為者は認識している。従って、制度はルーティンと結びついているが、形式的構造とは区別されるものである。制度が極めて安定している場合、制度は「自明視され」ており行為者に制度の存在が意識されることさえない。従って、安定した制度のもとで行為主体のとりうる選択肢は極めて限定されることになる。行為することに特別な理由は必要なく、行為することが自明であるからというだけになる。しかし同時に、制度化パースペクティブは、行為主体の自由意志を否定するものではないことが強調されている。特定の状況に置いて制度が指示する選択可能なルーティンが複数あること、また制度によって行為が規定される領域は限定されているため、どの制度に従うべきかという選択は行為主体の解釈に依存していること等からして、制度化パースペクティブの枠組みにおいても、行為主体が制度を逆に利用するようなことも十分可能である。

第2章では、本論文の検討対象を限定する作業が行われている。金融自由化過程は、一方的な規制緩和ではなく、旧来の規制体系から新しい規制体系への変容過程であると位置づけられている。国家と市場の対立図式に代わって、国家と市場が不可分であり、両者の関係を形成するものとして規制概念が規定されている。規制のあり方によって裁量権の所在が決まり、金融自由化は裁量権の再配置として理解しうることが示されている。従って、規制緩和を評価するためには、新たに裁量権を獲得した行為主体のおかれている状況及び能力を吟味する必要があることが示唆されている。そのうえでこの規制再編過程において強化されてきた規制が、会計と密接に関連するディスクロージャー規制およびバランスシート規制であること、およびこの会計関連規制の強化が「金融自由化の環境整備」として公的主体によって推進されてきたことが明らかにされている。

第3章では、アメリカにおける金融商品の会計を素材に、正統な会計基準の生成・伝播過程が分析されている。S&L

(貯蓄金融機関) 危機を契機として、銀行会計がアメリカの政治過程における問題として浮上し、預金保険機構にとっての有用性(金融監督目的)が会計目的として重視された結果、銀行会計に時価評価が導入された。この時点で、時価評価は金融商品の評価基準として政治的に正しいという意味で正統性を持つにいたり、預金保険機構が直接関わりを持っていないGAAP(一般に認められた会計基準)にも時価評価が導入されることになった一連の経緯が明らかにされている。

第4章では、日本において行われてきた「金融自由化の環境整備」によってでは、いわゆるバブルの発生を防げなかった理由が探求されている。第2章で確認されているように、金融自由化過程において当局が会計関連規制を強化してきた目的のひとつは、旧来の規制が撤廃されたのちも、金融機関が過剰な信用供与を行うことがないように、一定の歯止めをかけることにあった。しかし、会計関連規制の強化がはかられた1980年代後半、銀行行動が加熱し資産規模が急速に拡大した。本論文は、規制強化が機能しなかった一因として、含み益の問題を提起している。保守主義を基本理念とする会計手続きによって生み出された含み益が、金融制度において自己資本比率規制中の広義自己資本として認められたため、きわめて非保守的な銀行経営を可能にしたという逆説的な議論が展開されている。

第5章では、含み益が自己資本比率規制上の自己資本に算入されるようになった経緯が、BIS規制の成立という国際的文脈の中で明らかにされている。英米両国の金融監督当局が自己資本比率規制の国際的な統一を強力に推し進めた背景には、それぞれの政治的状況が密接に絡んでいること、アメリカにとっては銀行規制の強化と米銀の国際競争力維持という二律背反的な課題を両立させるため、英国にとってはEU統一銀行規制の形成過程におけるイニシアティブを獲得するために、自己資本比率規制の国際的統一にリーダーシップを発揮するインセンティブがあったことが明らかにされている。その際、主要各国それぞれが独自の歴史の変遷を経て異質な金融制度を発展させてきているにも関わらず、自己資本比率規制の国際的統一が成立し得た理由のひとつとして、各国の会計制度が柔軟に対応しえたことが重要であったと指摘されている。つまり、会計制度の多様性・柔軟性が各国間の相違を吸収しえたことが、少なくとも表面的には統一的な国際的銀行規制の成立に寄与したと主張されている。このような分析は、形式的構造と活動の分離(ディカップリング)を前提に、制度の役割を分析する制度化パースペクティブによって可能になっている。

第6章では、明示的な規制に付随するクリエイティブ・コンプライアンス(規制の形式には従うものの規制の精神には反する行為)の問題に、BISマーケット・リスク規制がどのように対応しているのか検討されている。金融機関の内部リスク管理システムの整備が、民間金融機関の自主性によっては十分に進展せず、民間主体と公的主体が相互に影響を及ぼしながら新しい規制が形成されることによって、クリエイティブ・コンプライアンスの問題を考慮した規制内容となり、さらにその結果として同質的な内部リスク管理システムが制度的に伝播する可能性が高まったことが示されている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、金融規制の国際的な発展過程において、会計制度が果たした役割を多面的に検証した先駆的研究である。会計計算技術上の問題を国際政治経済と結びつけることで、日本における金融制度改革の実相の一面を明らかにしようとする本論文は、社会的現実を構築している「制度」のひとつとして会計制度を重視し、会計が現実を単純に反映しているのではなく、むしろ会計制度が現実を構成する側面を浮かびあからせることに成功している。さらに、会計制度そのものが、制度同士の衝突によって変容する局面を捉えることで動的な制度分析を企図している。

本論文において高く評価されるべきは以下の諸点である。

第一は、金融制度の変遷過程において会計が果たしている役割について、広範な資料を利用した叙述分析を行なうことで斬新な問題領域を提示し、独自の分析視角として提示した制度化パースペクティブの有用性を明らかにしていることである。制度学派組織論が行ってきた実証研究の多くが、正統性を既に確立している制度の伝播過程を対象とするのに対し、本論文は、その重点を、制度が正統性を獲得(喪失)するに至る制度化過程においており、動的な分析を行っている点が高く評価できる。

これまで会計研究者は、公共料金規制における総括原価主義等の少数の例外をのぞき、会計数値を利用した公的規制にはあまり注目してこなかった。本論文において評価されるべき第二の点は、金融規制という未開拓領域に挑み、公的規制の理

論的基礎に寄与しうる知見を獲得していることである、一例を挙げるならば、形式性を重視する会計制度が裁量的行動を可能ならしめていることが具体的事例の分析を通じて示されており、形式的構造と活動とのディカップリングという命題の妥当性が証明されている。これは、ディカップリングの可能性を認めたいうえでなお会計数値を重視するのか、それとも異なるアプローチを採用するのかという、会計研究にとって根本的な問題の一つと関連するものである。

第三は、国際金融における政治的問題を会計計算技術上の問題と関連づけて説明することで、技術的問題と政治的問題との区分を前提にしている国際政治経済学上の議論に対して鋭い批判を行っている点である。この批判は、国際政治経済学を二分してきたリアリズムとリベラリズム双方に対する批判となっていることが注目に値する。

第四は、いわゆるバブルの原因について、新しい視点を提示していることである。本論文では、金融自由化の弊害が当初より認識されており、その対策が「金融自由化の環境整備」として実施されていたにもかかわらず、銀行行動を適切に誘導できなかったことが明らかにされたうえ、自己資本比率規制の強化が機能しなかった原因を、資本市場のユーフォリア（陶酔状態）とともに「含み益監督」に求めている。さらに、日本型BIS規制において「含み益」が自己資本として認められるに至った経緯を、国際政治経済的次元より解明している。第4章から第5章にかけて展開されているこの一連の分析は、これまでほとんど議論されてこなかった側面からバブルを防げなかった原因を探求したものであり、説得力をもって展開されている。

意欲的な研究であるだけに、残された課題もいくつかある。まず第一に、方法論として提示された制度化パースペクティブは、個別研究を推進するための研究方法論としてさらなる精緻化が望まれる。現状では、語義通りの「もののみかた」にとどまっており、会計研究方法論として一般に利用可能な分析体系が提示されているとは言い難い。例えば、ルーティン活動と意志決定行動の区別、組織の形式的構造と実際の活動とのディカップリング、効率性に基づく制度の伝播と正統性に基づく伝播の区別等といった指摘は新鮮かつ重要であるが、本格的に援用するためには、会計研究の伝統に根ざした諸概念の体系化が必要である。

第二に、本論文において提起された命題は基本的には定性的に論述されているのみであるが、そのうちのいくつかは定量的に検証しうるものである。特に、自己資本比率規制において含み益が自己資本と認められたことが、邦銀のポートフォリオ選択に与えた影響を、定量的に検証していたならば筆者の主張はいっそう説得力の高いものとなったであろう。これと関係する点であるが、用いられているデータに二次資料が多い点は、改善されるべきである。

第三に、本論文は、議論を展開するうえで政治過程を重視しているが、各国における政治過程がどのような制度的条件の下で進行しているのか、必ずしも明らかでない。特に日本における政治過程の簡明な整理は、制度化パースペクティブによる会計研究の推進に有効であり、筆者はこの点について分析を補うべきである。

このように改善すべき点は残されているが、このことは本研究の学術的貢献を否定するものではない。斬新な視点から会計の社会的役割について分析を行った本論文の内容は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、平成10年3月16日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。